平成２３年（フ）第１３２号
福井市岡西谷町第24号59番地１、開始決定時の住所福井市和田東１―202　レオパレスディアコート104
破産者　大林　利昭
１　破産債権の届出期間　平成24年２月17日まで
２　一般調査期日　平成24年４月17日午後２時30分
平成24年１月17日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８４０号
京都市左京区修学院水川原町34番地
破産者　稲田　信良
１　破産債権の届出期間　平成24年２月17日まで
２　一般調査期日　平成24年３月６日午後２時30分
平成24年１月17日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２８３７号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―620号
破産者　オモダ重機こと　表田庄三郎
１　破産債権の届出期間　平成24年２月17日まで
２　一般調査期日　平成24年３月19日午後４時
平成24年１月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３３号
沖縄県うるま市与那城平安座371番地
破産者　中野　和美
１　破産債権の届出期間　平成24年２月17日まで
２　一般調査期日　平成24年３月15日午後１時30分
平成24年１月17日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１９４４号
埼玉県蓮田市東６丁目７番18―210号
破産者　小山　国男
１　破産債権の届出期間　平成24年２月20日まで
２　一般調査期日　平成24年３月26日午後２時
平成24年１月16日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４５号
埼玉県蓮田市東６丁目７番18―210号
破産者　小山　和子
１　破産債権の届出期間　平成24年２月20日まで
２　一般調査期日　平成24年３月26日午後２時
平成24年１月16日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３６８７号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番38―708号
破産者　レリアンス実業こと　千葉　幸彦
１　破産債権の届出期間　平成24年２月20日まで
２　一般調査期日　平成24年３月22日午後３時30分
平成24年１月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５４４号
大阪市東住吉区南田辺５丁目29番41号
破産者　紀伊　昭政
１　破産債権の届出期間　平成24年２月20日まで
２　一般調査期日　平成24年３月19日午後３時30分
平成24年１月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６６１号
大阪府東大阪市五条町９番28号
破産者　南野加代子
１　破産債権の届出期間　平成24年２月22日まで
２　一般調査期日　平成24年３月22日午後３時30分
平成24年１月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５２０号
埼玉県上尾市中妻５丁目８番地１　サニーハイツ中妻701、住民票上の住所埼玉県桶川市大字川田谷4764番地の26
破産者　岩井　　繁
１　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
２　一般調査期日　平成24年４月23日午前10時30分
平成24年１月16日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３７号
さいたま市大宮区土手町３丁目243番地２岡ビル２階興和アシスト株式会社内、登記簿上の本店所在地さいたま市大宮区宮町１丁目47番地
破産者　株式会社クレッセ
１　破産債権の届出期間　平成24年３月１日まで
２　一般調査期日　平成24年６月５日午前10時
平成24年１月16日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３８号
さいたま市見沼区東宮下1349番地24
破産者　株式会社プラド
１　破産債権の届出期間　平成24年３月１日まで
２　一般調査期日　平成24年６月５日午前10時
平成24年１月16日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７１号
兵庫県南あわじ市榎列下幡多213番地１　おのころハイツ105号
破産者　前川　瑠美
１　破産債権の届出期間　平成24年３月１日まで
２　一般調査期日　平成24年４月16日午前11時
平成24年１月16日
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

債権者集会招集

平成２３年（フ）第１７７号
愛知県西尾市一色町一色間浜畑42番地、開始決定時の住所愛知県西尾市熊味町小松島58番地２
破産者　近藤　峰男
１　期日　平成24年４月16日午後３時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年１月17日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第７５号
山口県柳井市柳井1004番地
破産者　松尾　和隆
異議申述期間　平成24年２月27日まで
平成24年１月17日　山口地方裁判所岩国支部

免責審尋期日

平成２３年（フ）第１６００８号
滋賀県甲賀市信楽町長野491―２
破産者　宇田　和史
審尋期日　平成24年４月25日午前10時30分
平成24年１月13日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２１０３号
東京都中央区日本橋久松町５番３号
清算株式会社　アラノ貿易株式会社
代表清算人　道本　幸伸
１　決定年月日　平成24年１月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２０７９号
神奈川県横須賀市大滝町１丁目10番地
清算株式会社　Ｓ・Ａダイニング株式会社
代表清算人　藤田　　繁
１　決定年月日　平成24年１月13日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１条　（協定債権）
各債権者及び特別清算会社は、本協定における協定対象債権（以下「協定債権」という）として、各債権者の特別清算会社に対する平成23年３月31日（以下「基準日」という）時点における元本及び基準日までの利息・損害金の合計金額（以下「元本及び基準日利息損害金」という）並びに基準日後の利息・損害金の金額が、別紙「協定債権一覧表」記載のとおりであることを確認する。
第２条　（協定債権の権利変更）
１　弁済
特別清算会社は、協定債権者らに対し、協定債権（別紙「協定債権一覧表」の協定債権）のうち、元本及び基準日利息損害金については、その21.227％に相当する額を、本協定の認可決定が確定した日から１ヶ月後の日の属する月の末日限り支払う。
２　免除
⑴　特別清算会社は、協定債権のうち、基準日後の利息・損害金の全額について、本協定の認可決定が確定したときに、全額免除を受ける。
⑵　特別清算会社は、協定債権のうち、元本及び基準日利息損害金から第１項に定める弁済金額を控除した残額について、第１項に定める弁済をしたときに、全額免除を受ける。